

## 野幌自動車排出ガス測定局における測定方法の見直しについて

野幌自動車排出ガス測定局における自動車排出ガス由来の大気汚染物質の測定について、令和8年4月から現行の常時測定から、期間測定（1週間/月）に切り替える。

### 1 経緯と現状

#### (1) 設置の経緯

第4期札幌地域公害防止計画※（平成3年度～平成7年度）の目標達成のため、国道12号の大気状況の把握が必要なことから、平成7年10月に設置。

※環境基本法に基づき北海道が策定した公害防止のための総合的地域計画。

第1期・昭和51年度からスタートし、第6期・平成17年度をもって終了。

#### (2) 設置場所

野幌町12番地10（かわなか公園内）

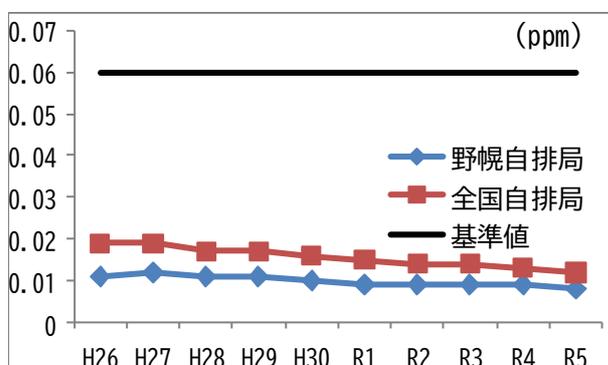


#### (3) 測定物質

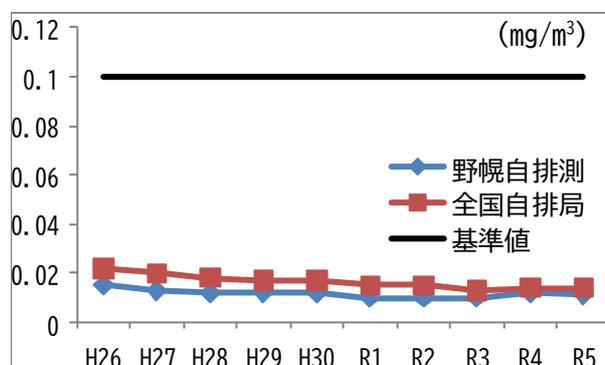
化石燃料の燃焼等に由来する大気汚染物質（二酸化窒素・浮遊粒子物質）

#### (4) 測定値（年平均値）の推移

##### ① 二酸化窒素



##### ② 浮遊粒子状物質



※環境省 令和5年度 大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果 参照

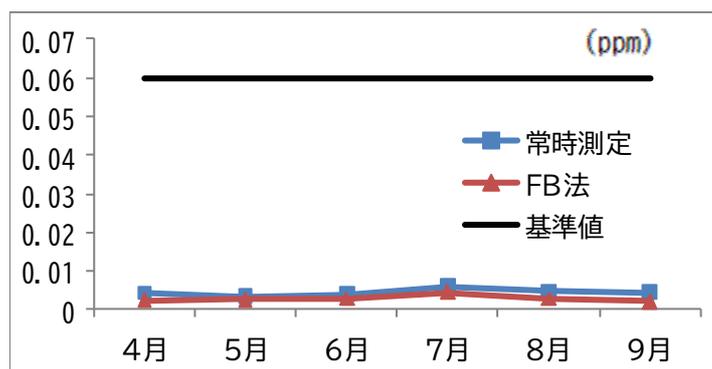
## 2 見直し後の測定方法

### (1) フィルターバジ法（以下「FB法」という。）

- ・ 捕集器により回収した二酸化窒素を分析する方式。簡易的・低コストな測定が可能。
- ・ 捕集器を1月間に1週間設置して測定を行う。
- ・ 至適温度が0℃超。



### (2) 試行（令和7年4～9月）による測定値の比較



- ・ 常時測定と概ね同様の値であることから、国道12号沿いの大気汚染の測定は可能。

## 3 見直し後の測定体制

- ・ FB法により異常値を検出することで、常態的な大気汚染の把握が可能なることから、現行の常時測定から、FB法による測定に見直す。
- ・ 異常値が検出された場合は、精密な測定を行う。